# 政務活動費使涂基準運用方針

平成26年8月22日 議会運営委員会確認 平成25年3月1日 議会運営委員会確認 平成25年3月1日から適用

# 1. 使途基準の運用方針・算定基準

### ① 調査研究費

- ・研修会での飲食のみの会費、負担金は認めない。
- ・親睦会のみの会費、負担金は認めない。
- 資料印刷費、調查委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

### ② 研修費

- ·講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費等
- ・視察研修は、事前に計画書、事後に視察報告書を提出する。
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

# ③ 広報費

- ・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代
- ・広報紙作成費用及びチラシ作成費で、それぞれ印刷物を1部添付する。

# ④ 広聴費

- ·資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費
- ・会派議員のみ会合の茶菓子代は認めない。

#### ⑤ 要請・陳情活動費

- 文書通信費、交通費、宿泊費等
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

## ⑥ 会議費

- ・各会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加費用
- ・会派議員のみ会合の茶菓子代は認めない。

#### ⑦ 資料作成費

- ・政務活動に必要な資料の作成に要する経費(消耗品費等)
- 会議等の資料作成費、翻訳費等

#### ⑧ 資料購入費

- ・政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
- ・日刊紙は1紙のみ。(専門誌は除く)
- ・政党機関紙は自己党機関紙以外。
- ・書籍は週刊誌・雑誌・小説を除く。また、書籍名を明記する。

### 9 人件費

・政務活動を補助する職員を雇用する経費

### ⑩ 事務所費

- ・パソコン等高価なものはリース対応で、備品として購入の際は、個々に経費の 1/2 で限度額5万円とする。(修理代についても同様)
- ・携帯電話使用料 (パケット料も含む)、インターネット (パソコン用) 使用料については、 それぞれ経費の 1/2 で月額 5 千円限度額とする。
- ・食糧費は認めない。

### ① その他

- ・領収書には、必ず品名がわかる領収書を提出する。
- ・消耗品は全額認める。

# 2. 充ててはならない経費

- ① 政党本来の活動に属する経費
  - ・政党会費、政党が主催する研修会等の参加のための負担金、旅費 政党独自の広報誌

# ② 交際費的な経費

- ・慶弔費、電報、お見舞い、新聞広告料、年賀状、名刺印刷代、 パーティ券購入、親睦会費、餞別、寄付、賛助金、団体入会金 団体会費等
- ③ 会議に伴わない茶菓子等
  - ・会派等の日常消費するコーヒー、お茶、茶菓子代
- ④ レクリエーション等の経費
  - ・会派親睦会、食事会、スポーツ大会
- ⑤ 選挙活動に伴う経費
  - 後援会会費、後援会会議、選挙公報誌、選挙事務所関連経費